

市第155号議案

横浜市国民健康保険条例の一部改正

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月17日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第16条の8第3項中「90,000円」を「100,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市国民健康保険条例第16条の8第3項の規定は、平成21年度以後の年度分の介護納付金賦課額について適用し、平成20年度分までの介護納付金賦課額については、なお従前の例による。

提 案 理 由

国民健康保険料の介護納付金に係る賦課限度額を改め、保険料負担の適正化を図るため、横浜市国民健康保険条例の一部を改正したので提案する。